



兼六法律事務所

けんろく通信

弁護士法人
兼六法律事務所

〒920-0932
金沢市小将町3番8号
TEL 076-232-0130
FAX 076-232-0129
URL:<http://kenroku.net/>
平成25年12月 第17号

目 次

言葉遣い	2	ホームページが変わりました	4
奮闘！国選弁護	2	事務員だより	4
ママ弁護士の子どもを守る相談室	3	暮らしに役立つ豆知識	4
サンフランシスコに行ってきました	3	編集後記	4

言葉遣い



弁護士
小堀 秀行

弁護士は言葉で依頼者に説明し、言葉で相手方裁判官を説得します。弁護士にとって言葉は命です。一言で、人から好かれたり、嫌われたりします。最近の世の中の言葉遣いは、良くありません。テレビやラジオでも、おかしな言葉遣いが蔓延しています。先日、弁護士会の会合で、「私が殺人犯の弁護をさせていただきました」と言っている人がありました。殺人犯に対して敬語を使っているのですが、弁護士の集まりで殺人犯に敬語を使う必要はありません。「殺人犯の弁護をしました」でよいのです。弁護士でもおかしな言葉遣いをする人が少なくありませんし、政治家もひどいものです。テレビを見ていると「また、おかしな言い方をしている」とつい口に出てしまい、家族からうるさがられています。

ところが、先日、ラジオで聞いたある人の一言で、その人に惚れ込んでしまいました。「是非会ってみたい」と思う一言でした。それはNHKラジオ第一放送の「夏休み子ども科学電話相談」という番組です。小学校の女子児童の質問に対して専門家の回答が終わり、最後にアナウンサーが「今日は電話をしてくれてどうも有り難う」と言いました。普通なら「はい」とか「有り難うございました」と言うのですが、その女の子は違いました。なんと「いいえ、こちらこそ」と言ったのです。私はそれを聞いて思わず、笑顔になりました。スタジオもどよめきました。小学生でこんな言葉を使える子はあるでしょうか。たった一言で惹きつけられてしまったのです。言葉の大切さを知らされた出来事でした。

奮闘!国選弁護



弁護士
小倉 悠治

事務所での昼下がり、国選弁護人(※)として受けた事件の記録を読んでいると、ある数字が飛び込んできました。

I Q : 68。

軽度の知的障がい・・・。しかし、療育手帳を持っていない。前科を見ると、刑務所に入っては出でての繰り返しを続けていました。その人に会って話を聞いてみると、簡単な会話はできるものの、少し難しい質問をすると答えが返ってきません。仕事では、何かを指示されても何を言われているのかわからず右往左往することがよくあったとのことでした。刑務所に入っても、何を指導されているのかわからず、刑務所を出ても、生活の糧がなくて、また犯罪に走る。その繰り返しがたつようです。ただちに市役所に療育手帳の交付を申請し、知的障がいのある人を支援してくれる施設に連絡を取り、支援の段取りをつけました。

軽度の知的障がいの場合は、知的障がいのあることを本人も周りも自覚せずにいることがあります。生活の糧がなく、福祉サービスも受けられず、仕方なく犯罪をする。そのような人にいくら刑罰を与えても、犯罪は止まりません。刑罰ではなく、福祉の支援に結びつける。適切な関わりを続ければ、犯罪は止まります。これも弁護士の大切な仕事の一つです。

※国選弁護人：憲法では、刑事裁判を受ける際に弁護人に弁護を依頼する権利が保障されています。弁護士費用を払う余裕のない人でも、国（裁判所）が弁護人を選んで付けてくれますが、この弁護人を「国選弁護人」と呼びます。

「ママ弁護士の子どもを守る相談室」



弁護士
浮田 美穂

平成25年9月に「ママ弁護士の子どもを守る相談室」という本を発刊しました。

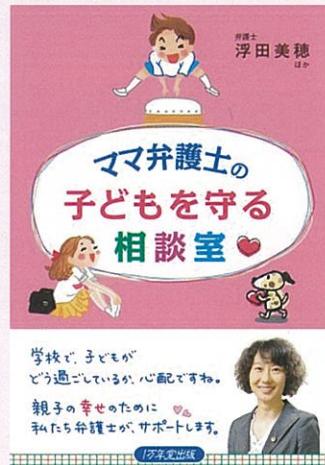
本書は、平成17年に、二木弁護士が執筆した「子どものこころ」を、二木弁護士、森岡弁護士と私で改訂したものです。

昨今、いじめによる自殺が相次ぎ、子どもがいじめられた時はどうすればいいのかと不安に思っている親御さんが増えています。そのような親御さんの不安を少しでも取り除ければと思い、いじめの内容ごとに、どのような対処方法があるかを記載しました。

また、弁護士に相談することで解決することもありますので、暴行、金銭の被害、学校内ストーカー、中傷メールなどの事例で、相談者といじめた側、学校との間に弁護士が入って、実際にどのように解決できたのかを紹介しています。

逆に子どもが加害者として逮捕されてしまった場合、子どもが警察や裁判所でどのような扱いを受けるのか、弁護士にはどのように相談すればいいのか。についても説明しています。

この本を読まれて、少しでも弁護士を身近に感じていただき、対処の一助になれば、うれしく思います。



サンフランシスコに行ってきました



弁護士
柴田 未来

9月中旬にサンフランシスコに行ってきました。『Highly Sensitive Person（人一倍敏感な人）』の著者であり、HSPという概念を提唱したエレイン・アーロン先生とお会いするためです。出版社の代理人として翻訳出版の交渉をした結果、精神科医の翻訳監修の下で日本語で出版されることになり、翻訳監修者の先生とともに直接お会いすることになりました（ほとんど通訳として同行したのですけど）。

HSPは日本ではあまり知られていませんが、人口の2割程度がこの性質をもつという報告もあります。決断に時間がかかったり、休憩が他人以上に必要だったり、音や人混みに悩まされたりという特徴のために、生活に困難を感じているHSPの人も少なくありません。学生の中には他の生徒が担任に怒られているのを見て怖くなったり不登校になったり、周りに気を遣いすぎて疲れ果てて鬱になってしまったり。特に摂食障害児の中にはその割合が高いと言われています。逆に思慮深く芸術的なセンスに恵まれていて、大変な才能を発揮している人も少なくありません。

私は翻訳にも関与していますが、多くの方にご紹介したい本になります。



エレイン・アーロン先生と

ホームページが変わりました。 ぜひご覧ください。

弁護士法人
兼六法律事務所

まずはご相談下さい
0120-618-114
(平日朝9時～18時、土曜9時から20時)

HOME スタッフ 料金 画像 けんろく通信 アクセス



<http://www.kenroku.net/>

各事件の内容や料金の説明が以前より詳しくなりました。
相談される場合に少しでも参考になればと思います。

事務員だより



事務局
長嶺 隆

テレビで小山薰堂(こやまくんどう)氏と佐藤可士和(さとうかしわ)氏の対談をやっていました。小山薰堂氏は、もともと「料理の鉄人」等で有名な構成作家でしたが、最近では「くまモン」をプロデュースしたことでも有名になりました。佐藤可士和氏はユニクロやセブンイレブンのロゴで有名なアートディレクターです。

おもしろかったのは、両者の仕事に対するアプローチがまったく正反対だったことです。小山氏が「もったいない」をモットーに「捨てない主義」であるのに対して、佐藤氏は余分なものをそぎ落とし、整理し「捨てる主義」。事実、佐藤氏の事務所は見事なまでに整理され、どの部屋を見ても机の上には書類らしきものは見当たりませんでした。

いろんな「もの」を創造する両者のアプローチはそれぞれ説得力がありましたが、法律事務所ではどうでしょう。小山式の「捨てない主義」でやれば、たちまち事務所は書類の山と化してしまいます。法律事務所は種々の問題を整理し解決するのが仕事ですから「佐藤式でいかねば」と思い、現在、同氏著「佐藤可士和の超整理術」を勉強中です。

編集後記

事務所では毎日朝礼があります。月曜日の朝礼の際に1人ずつスピーチをしています。仕事に役立つ話も多く、自分がスピーチをする時は話をする練習にもなっています。

暮らしに役立つ



知識



No.16

相続放棄

- ろく美： どうしよう～！裁判所から訴状が届いたの！
けん爺： 訴状にはどんなことが書かれていたのかな？
ろく美： 私に1000万円も支払えっていうのよ！ああ、もう自己破産をするしかないわ…。それとも、夜逃げをしようか。
けん爺： まあ、落ち着きなさい。どうして、そんな請求をされているのかな。
ろく美： 私の知らない人が借りたものなのに、私が相続人だから返せっていうのよ。こんな酷い話がある！？
けん爺： そうか。ろく美は、相続人として請求されているんじゃな。
ろく美： そうみたいなの。叔父のようだけど、私は会ったこともないし、全然知らない人なのよ。
けん爺： その人が亡くなったことも知らなかつたのかな。
ろく美： もちろんよ。訴状では、1年ほど前に亡くなつたって書いていたけど。
けん爺： それなら、相続放棄をすればいいと思うぞ。
ろく美： 相続放棄？ そうすれば、支払わなくていいの？
けん爺： そうじゃよ。相続放棄をすれば、その人の権利も義務も、一切、相続しないことになるのじゃ。
ろく美： でも、どこかで、相続放棄は亡くなつてから3か月以内にしないといけないと聞いたことがあるんだけど。
けん爺： そうじゃな。正確には、民法915条には「自己のために相続の開始があつたことを知った時」から3か月以内に相続放棄をする必要があると規定されている。亡くなつたことを知らなかつたのならば、3か月の期間はスタートしないから大丈夫じゃよ。
ろく美： よかった！ それなら、すぐに相続放棄の手続きをするわ。
けん爺： また、亡くなつたことを知つてはいても、そのような多額の負債があることを知らなかつた場合にも、相続放棄ができることもある。この訴状は相続人の全員に同じものが送られているじゃろうから、もし、そういう人がいれば、弁護士に相談に行くように勧めてあげたらよいぞ。
ろく美： ありがとう！ 今回ばかりは、けん爺には本当に感謝するわ。
けん爺： 「今回ばかりは」とはどういうことじゃ…。

